

児童手当 制度改正手続き確認用フローチャート

< 0歳から高校生年代までの児童を養育している方 >
(施設入所している児童は除く)

スタート

現在、宇和島市こども家庭課から、児童手当・特例給付を受けている
(特例給付：児童1人につき月額5,000円を受給されている方も「はい」に進んでください)

はい

いいえ

高校生年代(※1)の児童を養育している
※1：令和6年度においては、
平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの子

いいえ

はい

手続き不要です
月額に変更がある場合は通知いたします

高校生年代の児童の住民票は同一世帯ですか

はい

いいえ

過去に、高校生年代の
児童の手当を、宇和島
市から受給したことは
ありますか

はい

いいえ

手続き
不要です

手続きが必要です
「額改定請求書」
を提出してください

手続きが必要です
「額改定請求書」及び
「別居監護申立書」
を提出してください

児童を養育している父母等のうち、
所得が高い方（主たる生計維持者）は公務員ですか

はい

勤務先へお問い合わせください

いいえ

所得の高い方の住民票は宇和島市にありますか

はい

いいえ

所得の高い方の住民票がある
市町へお問い合わせください

児童の住民票は同一世帯ですか

はい

いいえ

手続きが必要です
「認定請求書」
を提出してください

手続きが必要です
「認定請求書」及び
「別居監護申立書」
を提出してください

< 大学生年代（22歳到達後の最初の年度末）までの子が3人以上いる方 >

スタート

手当の支給対象児童に兄弟等（H14.4.2生～H18.4.1生）がいて、
その子を含めて3人以上のお子さんがありますか

はい

いいえ

その子を監護し、生計費の相当部分を負担していますか

はい

「額改定請求書」及び
「監護相当・生計費の負担についての確認書」
を提出してください

手続き不要です
第3子以降加算対象外です

★高校生年代以下の児童のみを
3人以上養育している場合は、
手続き不要です